

豊中市放課後こどもクラブ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8の1第1項の規定に基づき、豊中市が実施する放課後児童健全育成事業(以下「放課後こどもクラブ事業」という。)について、必要な事項を定めることを目

(開設)

第2条 教育長は、小学校及び義務教育学校(以下「小学校等」という。)等校長の協力を得て、小学校等に放課後こどもクラブ(以下「クラブ」という。)を開設し、その名称に当該小学校等名を冠するものとする。

(事業)

第3条 クラブは、児童に対し、安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全部面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図るものとする。

2 クラブの事業には、間食(おやつ)を提供することができるものとする。ただし、児童の個別的な消費等に係る文具、昼食その他これらに類するものの提供は含まないものとする。

(事業の委託)

第4条 教育長は、クラブの運営の一部又は全部を法人その他の団体へ委託することができる。

(事業の実施場所)

第5条 教育長は、クラブの活動拠点として当該小学校等にクラブ室を設ける。ただし、余裕教室の活用や学校施設の一時的な利用が見込めない場合は、この限りでない。

(小学校との連携)

第6条 学校教育との連携を図るため、小学校等と日常的及び定期的に情報共有を行い、一人ひとりの児童の状況を共有の上、きめ細かに対応する。

2 支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童の状況等を学校関係者と相互に話し合い、必要に応じ、専門機関と連携して適切に対応する。

(主任指導員及び指導員)

第7条 教育長は、第3条に規定する事業の実施に当たり、主任指導員を置く。

- 2 主任指導員は、任期付短時間勤務職員とする。
- 3 主任指導員は児童数に応じて配置する。ただし、教育長が必要と認めた場合は指導員、会計年度任用職員又は人材派遣による主任指導員を置くことができる。
- 4 主任指導員は、人材派遣による場合を除き、次のいずれかの要件を満たす者を公募して選考するものとする。
 - (1) 豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第61号）第11条第3項に該当する者
 - (2) 小学校等の児童の健全育成に意欲のある者であって、教育長が適当と認める者
- 5 指導員の配置基準は、次のとおりとする。
 - (1) クラブに主任指導員を1名配置し、会計年度任用職員若しくは人材派遣による指導員を1名配置する。
 - (2) 児童数が50名を超えるクラブに、会計年度任用職員又は人材派遣による指導員又は会計年度任用職員指導補助員を1名配置する。
 - (3) 障害児が在会しているクラブに、原則として会計年度任用職員又は人材派遣による加配指導員を配置する。
 - (4) その他教育長が管理運営上、特に必要と認めるときは、主任指導員又は会計年度任用職員又は人材派遣による指導員・指導補助員を配置することができる。
- 6 任期付指導員及び会計年度任用職員又は人材派遣による指導員が休暇等の場合は、代替要員として会計年度任用職員指導補助員を配置する。
- 7 第4条に基づき事業の委託を行うクラブについては、本条第2項から前項までの規定は、適用しない。

（事業の実施期間等）

第8条 クラブの事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの期間及び3月31日（ただし、この日が日曜日の場合は前日）を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは土曜日（以下「土

曜日開設事業」という。)に事業を実施することができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日及び12月30日に事業(以下「休日開設事業」という。)を実施することができる。
- 4 クラブの事業の実施時間は、放課後から午後5時までとする。ただし、学校休業日においては、午前8時から午後5時までとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは実施時間を午後7時まで延長することができる(以下「延長事業」という。)。ただし、土曜日開設事業及び休日開設事業は実施時間を延長しない。
- 6 前各項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは臨時に事業を実施又は休止することができる。
- 7 学校保健安全法第19条に基づき出席停止を受けた児童、又は同法第20条に基づき児童が在籍する学級、学年又は学校が休業された場合、当該休業期間中は、休業の対象となった児童のクラブの利用を停止するものとする。

(対象児童)

第9条 クラブに入会できる児童は、当該小学校等の校区内に居住する小学校の第4学年(支援学級在籍児童は第6学年)までの児童及び当該小学校等の校区内に居住する特別支援学校小学部の児童で、放課後及び学校休業日において当該児童の保護者又はそれに代わる者が月64時間以上の就労時間(休憩時間を含む)で3箇月以上恒常に日常の家事以外の仕事により家庭に不在である児童とする。ただし、教育長が特に理由があると認める場合はこの限りでない。

- 2 クラブに入会している児童は、承認を受けることにより、延長事業、土曜開設事業、休日開設事業を利用できるものとする。

(入会申込)

第10条 クラブへの入会を希望する保護者は、年度ごとに入会申込書(様式第1号)に必要書類を添えて、教育長に申し込まなければならない。

- 2 延長事業の利用を希望する保護者は、入会申込書(様式第1号)又は延長事業利用申込書(様式第3号)に必要書類を添えて、教育長に申し込まなければならない。
- 3 土曜日開設事業の利用を希望する保護者は、入会申込書(様式第1号)

又は土曜日開設事業利用申込書（様式第4号）に必要書類を添えて、教育長に申し込まなければならない。

4 休日開設事業の利用を希望する保護者は、休日開設事業利用申込書（様式第5号）に必要書類を添えて、教育長に申し込まなければならない。

（入会承認）

第11条 教育長は、前条の申込みを受理したときは関係書類を審査し、入会、延長事業利用、土曜日開設事業利用又は休日開設事業利用の可否を決定し、入会承認通知書又は不承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、既に入会承認通知書が交付されている場合は通知書の交付を省略することができる。

2 前項の承認は、年度ごとに行うものとする。

（会費の納付）

第12条 前条の規定により入会の承認を受けた児童の保護者は、豊中市放課後こどもクラブ会費の徴収に関する条例（平成5年豊中市条例第20号）及び豊中市放課後こどもクラブ会費の徴収に関する条例施行規則（平成31年豊中市教育委員会規則第13号）の定めるところにより、会費を納付しなければならない。

（入会の不承認等）

第13条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会を承認しないことができる。ただし、第11条の規定により入会の承認を受けている場合は、出席を一時停止し、又は退会させることができる。

- （1）第9条第1項に規定する事由がなくなったとき。
- （2）入会申込書及び添付書類の記載が虚偽又は不適当と認められたとき。
- （3）前条に定める会費の納付を行わないとき。
- （4）その他教育長が不適当と判断したとき。

（届出）

第14条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を教育長に届け出なければならない。

- （1）児童を退会させようとするとき。
- （2）入会申込書及び添付書類の記載事項に変更があったとき。

（実費）

第15条 教育長は、第3条第2項の規定により間食（おやつ）を提供した

ときは、クラブに入会している児童の保護者から間食（おやつ）代として、当該児童1人につき月額1,000円を徴収する。ただし、土曜日開設事業を利用の場合は月額200円を別途徴収する。

- 2 前項の間食（おやつ）代は、会費納付と同様の手続きで徴収する。
- 3 前2項に定めるもののほか、間食（おやつ）について必要な事項は教育長が別に定める。

（その他）

第16条 クラブの管理運営は教育長が行うものとし、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行し令和8年4月1日より適用する。